

「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂（案）について

■ 背景等

「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国大監査基準」という。）は、企業会計の監査基準及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独法監査基準」という。）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえてとりまとめたものである。

企業会計の監査基準が平成 30 年 7 月 5 日及び令和元年 9 月 3 日に改訂され、また独法監査基準が平成 31 年 3 月 25 日に改訂されたこと等に伴い、国大監査基準の改訂の必要性について検討を行うこととなった。

■ 独立行政法人における改訂の内容

- 「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」で整理した内容や「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解」における定義等の改訂等を踏まえた所要の修正
- 事業報告書のうち「会計に関する部分」について、実務上の取扱いを踏まえて、より具体的に定義
- 企業会計の監査の基準の改訂に伴う、監査報告書の記載区分等の変更についての修正

■ 国大監査基準の改訂の方針

- ✓ 独法監査基準の改訂のうち、独立行政法人会計基準等の改訂を理由とした修正については取り入れない。
- ✓ その他の理由での修正については、基本的に独法監査基準の改訂に合わせる。
- ✓ 企業会計の監査基準の改訂（平成 30 年改正及び令和元年改正）に伴う改訂を行う。なお、「監査上の主要な検討事項」については、独法監査基準と同様に今回は入れない方針。